

ブカレスト日本人学校いじめ防止対策基本方針

1. 令和7年度 学校経営計画

学校教育目標 国際的な視野に立ち、自ら考え、正しく判断し、行動する児童生徒を育成する。

学校経営基本方針 子どものことを第一に考えて、教育活動を考える ○日本の学習指導要領を踏まえた教育実践（繋げる） ○教育環境の整備・充実	
新学習指導要領を踏まえた教育実践	<ul style="list-style-type: none"> ・個に応じた教育活動を行い、自主選択をさせながら主体的に活動させ、自ら学ぶ力を育成し、人生を拓く確かな学力の育成 ・複式学級や縦割り活動を通して、豊かな情操と協力を育成し、思いやりのある児童生徒の育成 ・体験的学習を通して、生きる力の育成 ・安全教育を図り、健やかな心身の育成 ・活動することを通して、厳しさや楽しさを体験し、自分の特徴を理解し、できることが1つでも増え、将来の夢を持ち、実現に向けて諦めず努力する力の育成 ・日本とルーマニア及び世界との架け橋となる国際人の資質の育成
教育環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・安全を図り、日本国内の学校施設に近づけ、施設・設備の充実とその活用の充実 ・清掃活動、委員会活動、栽培活動等を通して美しく品のある学校環境の充実 ・図書館整備及び読書の時間を通して、本に親しみ、表現力、想像力、理解力の向上 ・校舎内外の整理・整頓と美化を図り、危険防止の向上 ・運営委員会・保護者・現地社会との連携と協力を図り、安全安心な学校づくり
豊かな情操教育	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止、早期発見、即時対応 ・児童生徒が主体・主役となる学校づくりと豊かな体験活動 ・困難に対して他と協力しながら問題解決を図る意欲や態度の育成 ・社会性の育成（規範意識、自己有用感、思いやり、コミュニケーション能力）

2. 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉え、いじめられている児童生徒の救済を第一に考えて対応します。そのために、学校は日頃より一人ひとりの児童生徒を把握して信頼関係を築き、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4. 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は子

どもの理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人一人を大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

①学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で子どもたちを見守っていくために、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりを行い、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

②子どもの心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が子どもから信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、子どもの気持ちを理解し、子どもと感動を共有することができるか、自分の心が一人一人の子どもに向かって開いているか、絶えず自問します。

③子ども一人一人が生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするこゝで、子どもたちは前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図るこゝで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④子どもの自浄力を育てます

子ども自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも子どものわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

②相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、子どもや保護者に啓発することによって、いじめられている子どもや周りの子どもが相談しやすい環境をつくります。

③学校評価アンケートを実施します

各学期に実施する学校評価アンケートを活用し、子どもの状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

④ 教育相談を実施します

年5回実施する教育相談を通して、子どもたち一人一人と対話し、子どもたちに傾聴し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

①校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

②「いじめ防止対策会議」の役割

いじめ防止対策会議は、月一度実施する児童生徒理解研修会議と合わせて実施します。いじめの防

止等の中核となる組織として校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「いじめ防止対策会議」を開催し、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめの情報の迅速な共有、関係のある子どもへの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた子どもへの支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 子どもの意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた子どもへの指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の子どもへの指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した子どもの保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に子どもの学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5. 重大事態発生時への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が、当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、

学校または運営委員会の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実態（「いじめ重大事案対応会議」）

学校は、重大事案が発生した場合は、「いじめ重大事案対応会議」を立ち上げ、至る要因といじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的するものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

「いじめ重大事案対応会議」は、本校運営委員長、副委員長、学校評価委員2名、大使館担当者、校長、教頭、児童生徒指導担当、支援教育コーディネーター、担任で組織します。場合により、外部組織、外部機関の関係者にご意見等を頂く場合があります

6. 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

全教職員で構成する。（ケース会議も、全教職員で行う。）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（校長、教頭、生徒指導担当）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、教務主任）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、教頭）
- ・道徳、人権教育の連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、各担任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（校長、教頭、生徒指導担当）

【教育相談・学校評価アンケートの実施】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・学校評価アンケートの実施・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）
- ・保健・健康面での相談・・・・・・・・・・・・・・・・（各担任、教頭）
- ・特別な教育的ニーズのある生徒への対応・・・・・・・・・・・・（教育コーディネーター、教頭）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（教育コーディネーター、教頭）
- ・文科省スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・（教育コーディネーター、教頭）

【生徒・保護者・日本人会との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（特活指導担当）
- ・父母会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・校長）
- ・日本人会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭）
- ・大使館との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭）
- ・文科省との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭）
- ・現地校との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（研修担当）

7. 令和7年度いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針や重点目標、年間指導計画等の確認、対策会議構成員と役割分担の確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等に関する研修の実施 ・児童生徒会活動年間計画、目標作成（いじめ防止の取組） ・教育相談①の実施 ・授業参観と保護者会の実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導研修会及びいじめ防止対策会議の実施 ・日本人会活動、運動会を通して、日本人子どもたちの交流及び日本人会との交流
6	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導研修会及びいじめ防止対策会議の実施 ・教育相談②の実施 ・第1回学校評価委員会の実施 ・公開授業、保護者会の実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導研修会及びいじめ防止対策会議の実施 ・夏休み前保護者面談の実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・前期学校評価アンケート実施・集計 ・児童生徒指導研修会及びいじめ防止対策会議の実施 ・学校祭りを通して、日本人学校関係の子どもたちの交流及び日本人会との交流
9	<p>前期の反省とまとめ、後期の具体的な取組の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談③の実施 ・前期保護者面談の実施 ・前期学校評価アンケート結果校内検討 ・第2回学校評価委員会の実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導研修会及びいじめ防止対策会議の実施 ・学習発表会を通して、日本人会、保護者との交流
11	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導研修会及びいじめ防止対策会議の実施 ・公開授業と全校懇談会の実施（前期学校評価アンケート公表） ・教育相談④の実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導研修会及びいじめ防止対策会議の実施 ・冬休み前保護者面談の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導研修会及びいじめ防止対策会議の実施 ・後期学校評価アンケート実施・集計 ・後期学校評価アンケート結果校内検討
2	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談⑤の実施 ・児童生徒指導研修会及びいじめ防止対策会議の実施 ・第3回学校評価委員会の実施（後期学校評価アンケートの結果検討） ・授業参観と保護者会の実施（後期学校評価アンケートの結果公表） ・学校評価の結果等に基づく今年度の成果や課題の検証
3	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導研修会及びいじめ防止対策会議の実施（来年度への引き継ぎ・見直し） ・保護者個人面談の実施

◎本校のいじめ防止に向けた取組

学校の取組

- 教育相談の実施（4月、6月、9月、11月、12月）
 - 担任等との面談による個々の児童生徒の意識や実態等の把握
- 道徳や特別活動等を通して人権尊重教育の実施
 - 自尊感情、他者を思いやる心の育成、生徒相互の望ましい人間関係の構築
- 授業参観・懇談会の実施（4月、6月、11月、2月）
 - 保護者及び部外者による児童生徒及び教職員の学校生活の様子の把握
- 学校行事の実施（運動会、学校祭り、学習発表会）
 - 自尊感情・協力性の育成、保護者及び部外者による児童生徒及び教職員の学校生活の様子の把握
- 他校及び現地校との交流会の実施
 - 自己・他者理解、国際理解

運営委員会との取組

- 各種行事への協力
 - 参加・出席を通して、児童生徒・保護者・教職員と日本人会・ルーマニア人との交流及び連携の支援と協力
- 本校での運営委員会の開催（年5回）
 - 児童生徒、教職員の学校生活の様子の把握

生徒の自主的な取組

- 学校行事の開催
 - 校外学習、運動会、宿泊研修、学校祭り、学習発表会、餅つき大会への運営・参加を通して、協力性と人間関係づくり
- 児童生徒会活動
 - 年間テーマ、スローガン等の決定、朝会の運営（各活動への参加と振り返り）、各種活動を通して、協力性と人間関係づくり
- 生活向上委員会によるあいさつ運動の実施
 - 明るく元気な学校づくり、生徒の仲間意識づくり
- 清掃活動の実施
 - 奉仕、ボランティア活動への意識づくり
- 縦割り活動
 - 運動会、学校祭り等を通して、協力と人間関係づくり

保護者（父母会活動）との取組

- 学校祭りへの協力
 - 出店を通して、児童生徒・保護者と日本人会、ルーマニア人との交流及び連携・協力
- 月1回以上の来校
 - 児童生徒、教職員の学校生活の様子の把握

日本人会との取組

- 運動会共催の実施、その他行事へのご案内
 - 児童生徒、保護者及び教職員との交流及び把握
- 社会見学、の実施
 - 日系企業への見学を通して、児童生徒と現地従業員の交流及び国際貢献への理解

大使館との取組

- 学校行事へのご案内
 - 児童生徒、保護者及び教職員との交流及び把握
- 避難訓練等での講演
 - 日常生活の大切さ、事故事件の事例と対応、命・協力性の大切さの理解

学校評価委員会との取組

- 学校行事へのご案内
 - 児童生徒、保護者及び教職員との交流及び把握

現地校との取組

- 秋祭りへのご招待
 - 児童生徒と交流及び国際理解
- 交流会の実施
 - スポーツ活動等を通して、児童生徒同士の交流及び国際理解